

日等の臨時特例に関する法律施行令

内閣は、地方公共団体の議会の議員及び長の選挙期日等の臨時特例に関する法律（平成二十六年法律第百二十五号）第八條の規定に基づき、この政令を制定する。

（選挙人名簿の登録に関する規定等の取扱い）

第一条 地方公共団体の議会の議員及び長の選挙期日等の臨時特例に関する法律（以下「法」という。）第一条の規定により行われる選挙に係る次の表の上欄に掲げる規定の適用については、これらの規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

法（昭和事務管理する選の議員及び長の選挙法）第二十五号管理委員会（衆期日等の臨時特例に法律第五百三十三号比例代表選出する法律（平成二十二年）第二十三号）第二十三号又は参議院比十六年法律第五百三十三号）第二十三号比例代表選出議員の五号）第一条の規定第十二条第二項選挙については、により行われる選挙

中央選挙管理会については、それぞれが定めるところに、れ同法第二条各号に掲げる選挙の区分により

応じ当該各号に定め
 る日（以下この項及
 び次条第一項におい
 て「告示日」とい
 う。）の前日現在（当
 該市町村の選挙人名
 簿に登録される資格
 のうち選挙人の年齢
 については、選挙の
 期日現在）により告
 示日の前日に

当該選挙に関する告示日に 事務を管理する選挙 管理委員会（衆 議院比例代表選出 議員又は参議院比 例代表選出議員の 選挙については、 中央選挙管理会） が定める期間	
--	--

公職選挙法第三十三条第五項地方公共団体の議会
法第四十(第三十四条の二)の議員及び長の選挙

六条の二第五項において準期日等の臨時特例に第二項及用する場合を含む法律第一条第び第八十(む)、第三十四条一項に規定する選挙六条の四第六項又は第百十の期日

第七項 九条第三項の規定

により告示した期 日	
---------------	--

公職選挙法その任期が終わる 法施行令日の (昭和二十五年政 令第八十九号)第 十七条第 一号	地方公共団体の議会 の議員及び長の選挙 の期日等の臨時特例に 関する法律(平成二十 六年法律第二百二十 五号)第一条第一項 に規定する選挙の期 日
---	--

公職選挙法第三十三條第五項地方公共団体の議会の 法施行令（法第三十四條の議員及び長の選挙 第四十九の二第五項において期日等の臨時特例に 條の二第で準用する場合を關する法律第一條第一 一項ただ含む）、第三十四一項に規定する選挙 し書及び條第六項又は第百の期日 第百二十九條第三項の規 七條の三定により告示した 期日
--

（署名収集の禁止期間の取扱い）

行われる選挙に係る地方自治法施行令（昭和十二年政令第十六号）第九十二条第四項第一号（同令第九十九号、第一百条、第一百零一条、第一百零二条、第一百零三条の二、第一百零四条、第一百零五条、第一百零六条、第一百零七条、第一百零八条、第一百零九条、第一百一十条、第一百一十一条、第一百一十二条、第一百一十三条の二、第一百一十四条の二、第一百五十五条の二、第一百六十六条の三及び第一百七十七条の二並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律施行令（昭和三十一年政令第二百一十一号）第三条第一項において準用する場合を含む。）、及び市町村の合併の特例に関する法律施行令（平成十七年政令第五十五号）第二条第四項（同令第十四条、同令第二十九条において準用する場合を含む。）及び二十八条において準用する場合を含む。の規定の適用については、同号中「任期満了の日」とあるのは、「地方公共団体の議会の議員及び長の選挙期日等の臨時特例に関する法律（平成二十六年法律第二百二十五号）第一条第一項に規定する選挙の期日」とする。

第三条 前条の規定は、次に掲げる法第一条第一項に規定する市区町村（以下この項及び第五条

において「市区町村」という。）の議会の議員又は長の任期満了による選挙については、適用しない。

平成二十七年三月一日から同月三十日まで
の間に任期が満了することとなる市区町村の
議会の議員又は長の任期満了による選挙

平成二十七年三月三十一日から同年五月三

十一日までの間に任期が満了することとなる市區町村の議会の議員の任期満了による選挙（市區町村であつて、当該市區町村の議会の議員の任期満了の日前六十一日と當たる日又

議員の任期満了の日前より一日に当たる日においては同年二月二十四日のいずれか早い日において現在に在職する当該市区町村の長の任期満了の日が同年六月一日以後の日であり、かつ、当該任期満了の日前九十日に当たる日から当該任期満了の日の前日までの間に当該市区町村の議会の議員の任期満了の日があるもの（市区町村であつて、当該市区町村の長の任期満了による選挙について法第一条第二項後段の規定による告示がなされたものを除く。）の議会の議員の任期満了による選挙に限る。）

三 平成二十七年三月三十一日から同年五月三

十一日までの間に任期が満了することとなる市区町村の長の任期満了による選挙（市区町村であつて、当該市区町村の長の任期満了の日前六十一日に当たる日又は同年二月二十四日のいずれか早い日において現に在職する当該市区町村の議会の議員の任期満了の日が同年六月一日以後の日であり、かつ、当該任期満了の日前九十日に当たる日から当該任期満了の日の前日までの間に当該市区町村の長の任期満了の日があるもの（市区町村であつて、当該市区町村の議会の議員の任期満了による選挙について法第一条第二項後段の規定による告示がなされたものを除く。）の長の任期満了による選挙に限る。）の規定は、前項（第二号に係る部分に限る。）の規定は、

前項（第二項に依る部分に限る。）の規定は、
法第一条第二項に規定する都道府県等の議会の
議員の任期満了による選挙について準用する。
この場合において、同号中「同年二月二十四
日」とあるのは、「同年二月十日」と読み替え
るものとする。

(同時選挙に関する規定の取扱い)

四條 公職選舉法第二百三十三項及び第二百三十一條の規定は、法第四條第二項の規定により地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二條の十九第一項の指定都市（以下こ

の条及び次条において「指定都市」という。）の議会の議員又は長の選挙及び当該指定都市の区域を包括する都道府県の議会の議員又は長の選挙が同時に行われる場合には、適用しない。（法第一条第二項後段の規定による告示をした場合の取扱い）

第五条 指定都市

は、法第一条第二項後段の規定による告示をした場合においては、直ちにその旨を都道府県の選挙管理委員会に届け出なければならない。

附 具

この政令は、公布の日から施行する。